

日本創傷・オストミー・失禁管理学会

災害時対応マニュアル

初版 2016年4月

第2版 2020年1月

I. 目的

災害発生時に、臨機応変に対応できる創傷・オストミー・失禁ケアの知識や技術の情報を提供することを目的とする。

II. 災害とは

当学会では、災害を以下のように定義する。

災害とは、短時間に限局した地域で発生した自然現象により、その地域の処理能力を超え、地域外からの援助が必要な状況が発生した場合を指す。

III. 基本理念

当学会は、学会員の災害対応支援及び創傷・オストミー・失禁分野におけるケア対象者の QOL 向上に寄与する。

IV. 基本方針

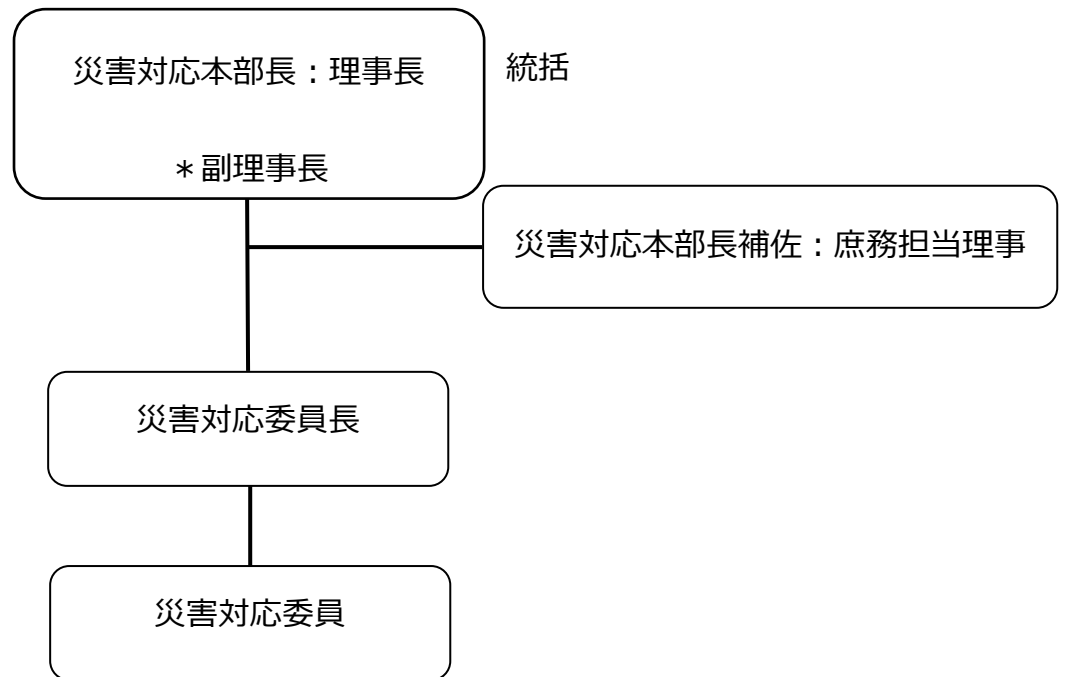
1. 災害時に現地での災害支援活動を妨げないことを前提とする。
2. 平時より創傷・オストミー・失禁ケアの知識と技術の情報を提供する。
3. 学会員等の安否確認はしない。原則として、物資支援および人員派遣はしない。

V. 災害対応本部の構成

災害対応本部の構成員は下表の通りとする。

災害対応本部長 * 代行	理事長 * 副理事長
災害対応本部長補佐	庶務担当理事
災害対応 委員長	災害対応委員会 担当理事
災害対応 委員	各地区担当委員

組織図



VI. 各担当者の役割

- 1) 災害対応本部長は、当学会理事長がこれにあたり、対応本部の業務を統括するとともに、他の創傷・オストミー・失禁関連の学会との調整を行う。
- 2) 災害対応本部長補佐は、庶務担当理事がこれにあたり、本部長の業務を補佐する。

- 3) 災害対応委員長は、災害発生時に理事長と災害対応本部の設置を検討し、必要に応じて災害対応委員に業務を指示し・遂行する。
- 4) 災害対応委員は、災害対応委員長の指示に従い、①災害情報の収集、②被災地域（都道府県）の特定を行う。
- 5) 災害対応本部長が対応困難な場合には、副理事長が代行する。副理事長の対応も困難な場合には、災害対応本部長補佐が災害対応本部長の職務を代行する。

VII. 災害発生時の対応

- 1) 災害対応委員長は、理事長と災害対応本部の立ち上げを協議する。
(委員長、副委員長が被災した場合には、他のメンバーが代わって委員長の役割を代行する。)
- 2) 災害の情報収集は、マスコミ等からの情報を活用し、会員からの情報収集は積極的に行わない。
- 3) 災害対応本部が設置された場合、災害対応委員会委員長は、災害対応活動の開始を災害対応委員にメールで配信する。 ※立ち上げない場合、メール配信はしない。
- 4) 災害対応委員会委員長は、学会事務局災害対応本部の設置等について学会員に一斉メールで連絡するよう依頼する。
- 5) 創傷・オストミー・失禁ケアに関する問い合わせがあった場合は、災害対応委員会から必要な情報を提供する。
- 6) 災害対応本部長は、災害対応委員長と連携を図り、各関連学会との調整を行う。